

資格認定委員規定

(目的)

第1条 日本スタンドアップパドルボード協会(以下「本協会」という。)の資格認定委員は、指導に必要な知識と技術を身に着け、SUPの指導法を深く理解し、実技をいかなる場合でも再現できる能力を持つことが求められる。また、インストラクター資格の受講者に対して客観的な評価を行い、資格認定委員としての自覚と誇りを持って指導にあたり、インストラクターの育成に注力する。

(資格)

第2条 本協会資格認定部会で定められた資格認定委員の要件を満たすことにより、当該資格を得ることができる。

(資格要件)

第3条 資格を持つ者は、次の項を満たす。

1. 資格認定委員は、本協会の現会員でなければならない。
2. 資格認定委員は、本協会のアドバンスインストラクターの資格を取得しなければならない。
3. 資格認定委員は、他のSUP指導者団体役員またはその公認スクールとの兼務を禁ずる。
4. 資格認定委員ライセンスの有効期間は、3年とする。

(資格の取得)

第4条 次の項に該当する者は、資格認定部会の審査と理事会の承認を経て、資格認定委員の資格を獲得する。

1. 志願者は、原則過去3回以上認定講習会の補助にあたらなければならない。
2. 志願者は、本協会インストラクターとしての実務経験の記録を自薦もしくは他薦で申告しなければならない。自薦の場合は自身で、所属がある場合は所属先から本協会資格認定部会規定の実務経験証明(別紙1)を提出しなければならない。
3. 志願者は、現職理事、ブロック長、資格認定委員より推薦される必要があり、本協会資格認定部会規定の推薦用紙(別紙2)を提出する必要がある。

(義務)

第5条 資格認定委員は、次の義務を負うものとする。

1. 資格認定委員は、必ず毎年一度の資格認定部会主催の研修会に参加し、指導法の向上とともに意識と認識を共有する。
2. 資格認定委員は、任期3年以内に最低3回の認定講習会を行わなければならない。
3. 資格認定委員のライセンスは、期限内に更新しなければならない。
また、ライセンスの更新は、登録費納入をもって完了とする。
4. 資格認定委員は、担当したすべての認定講習会の報告の義務がある。

(資格の失効)

第6条 次の項に該当する者は、理事会の承認により、資格認定委員の資格を喪失する。任期期間が満了する前に失効した場合、受領済みの料金については一切返金をしないものとする。

4. 本協会の規約に反し、本協会または資格認定委員としての体面を汚すような行為があったときおよび資格認定委員としてしか知りえない情報を外部に知らせたとき。
5. 資格認定委員ライセンスの有効期限を過ぎた者。

6. 本人が取り消し申請したとき。
7. 本人が死亡したとき。
8. 義務を遂行できないと本協会資格認定部会が認めたとき。

(別紙2)

令和 年 月 日

資格認定委員推薦書

日本スタンドアップパドルボード協会理事長 殿

推薦者 _____

資格認定委員として、下記の者を推薦します。

記

被推薦者

氏 名 _____

生年月日 _____

現住所 _____

所属 _____